

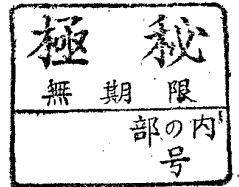
いわゆる「密約」問題に関する調査
報告対象文書

（３． 1972 年の沖縄返還時の有事の際の核持込みに関する「密約」問題関連）

【注意事項】

○このファイルは多数のページがあります。

○印刷する際には留意願います。



大臣	条局長	アハハ局長
次官	参官	参官
参事官	参事官	参事官
佐藤總理、アハハ大臣 会談		
84. 11. 11		
参事官		
本 11 日 午後 (16:30 頃 約 1 時間 余) の 会 談 概 要		
次のとおり。		
(出席: 総理、参事官、 ^{東郷} アハハ局長、参事官、 参事官 (正官)、参事官、小松 秋重 参事官、 参事官、参事官、参事官、参事官)		
(参事官 大臣 参事官 1 日 1 時間 余 出席、日程上 上下 関係 線 会 談 内 にも あり、参事官 参事官 大臣 大臣 参事官 参事官 参事官、参事官 参事官 参事官 参事官 参事官 参事官 参事官 (参事官 参事官 参事官) 参事官)		
大臣: 本 12 日 の 大 統 領 決 断 参事官、会 談 上 参事官 参事官 参事官 参事官 参事官 参事官 参事官 参事官		

訓電 接到、マヒと驚くような内容ではあり
が、以下要旨を御説明した。なお

文書に（左）を差し上げた。（注：新添英文）

1. 大統領は米総理 御来訪を 1-待たせに
おり、両国の共通の利益、特に沖縄問題

の検討が双方にとって有用と信じている。

2. 共同声明書は 後継後の在沖・在米土

基地の通商手配に与る 作用に因する
共通の理解を高度に反映しており、

大統領はこれを 総理と確認する
ことは期待。

3. 先月 愛知外務大臣より 屢次 概ねどう
あったかと御案内が、あたか、その

点に つき 通商手配の点ではあるが、おぼし
かた。

核兵器の貯蔵 (nuclear storage) は本向委員の
大統領は総理と二人につき^とお話ししている。

大統領は総理としての政治問題に
同情しており理解を有していることを知って

頂きたい。同時に核兵器は地域での米
戦力の至大 (vital) な要素で、上院の sense

of the Senate 決断 (decision) は貯蔵
制限の如何なる提案も米国で重なる

戦略的・政治的問題を惹起するものと
強調 (underscore) している。

米側の希望は両政府の平等な問題討議
の最善の取り決め作成にあり、おこ

大統領は総理との会談で双方ともに
かゝる重要な本問題を協議するに何等の
決定をしないことがである。

と

わ。3月14日決定に当たって 総理が本
件と大統領と実地にて討議し 解決に

向ふべき用意がなされたことと 二つの地 有用
である。

なお差上げた文書には記載されていながら
他の重要^{条件}問題たる 後部に伴う財政

面の問題とつと 日本側の建設的態度
特に会談の友好的雰囲気と評価し、

解決への到達を期待する。

後部問題とは別に、^{上記}文書中に記している

2国間経済問題につき、大統領は
総理と日本側の輸入・投資規制緩和

の促進と、繊維の対米輸出問題を
検討した。 (以下別途記録「日米経済
関係、号照」)

5

総理：（他発言後） 柳の持ち込み「貯蔵」と同義
語であらう。にフとどくりと語が出るか？ 合計

なり原則（22）を作ったが、二枚と入ったが、
方法は仰と無しのでは？ 最後と出てきた

のはその問題か—— 誰とも相談せず「個人」
でたが、本日の大任のお話してであり、外

務大臣と相談に決まらずに作った。二枚は
想像の外の問題ではある...

大任： あと2-3枚あり。

先般愛知大臣より共同声明書について

今までの協定の合意した印鑑、^{問題}にのみ
に限定したい といふお話があったが、本日は

本國政府より 単一問題に限定せざる
を請、軍縮等を含む、より通常の形式の

6

共同声明を望む旨案文(すては日本側にお返し
す)と共に訓令送付にきた。有件は二、

二つ(東印局長、スエーデン公使にハルで協議、
に基いたか、概に好い内容ではあるかと

思っている。(尤も制裁金は一寸割がある)軍縮
については、戦略兵器制限条約の定型的(standard)

の文言を各人たてまつは如何。

外務大臣：(朱筆に) NPT はまだ入っているが、沖縄

の方とその他一般分に分けた、二種類の共同
声明とした如何。或は一つは joint

press release の形とするのも一案ある。

大臣：沖縄分の文章を最後の項目として分離でき

るか、否か判らぬ。

総理：NPT に入めるのは好い。(東印局長：
。当方とは入るものがある)。

外務大臣：自内閣が自主的に右の方を華柄である。

大臣：時局を考慮して、このようにした。

外務大臣：NPT以外は先山程困難である。

事務局長：全清内題もある。

総理：全清内題は抽象的な事があるから、

なお今後日米が共に努力する方向は緊張

緩和である。^(二山と)表裏で書(要)もなかつたが、
声明書の中英のくちには、緊張緩和

とは方向が違ふ様な。書かなくて済む二山は
書かない方がよくないか？

大臣：ちと協定致したい。有国は何かの言ひ

がほしい様な。前日の共同声明の如く、

欠けてゐるとは意を惹く。

総理：中英の反省を求めるといふ二山もあるから、

8

大任：それは良い論文である。

外務大臣：概ね2012、米朝訓令で心に記されたい。

問題は、当方と当初より理解（2013年）
であり、それを含めたセリキツの案を二つ

から巧みにあり、その中で^{問題}「~~解~~王カハニ」に
いるところである。大任も「不、公任もよく

御理解のことと思うが、ワシントン説程に
助力願いたい。

大任：大任の案文には多大の考慮が含まれている
ことは本國にも言っているが、全（コメントが

通って来ている。興味ある形式（interesting
form）だが、米自国にとっては問題である。

（先月末日の）ウィラー統幕外長は「総務の
姿勢は抑止力の心理面の維持で、
抑止力の如何なる要素も減退（減）との

印をさすてはなうない、と云うこと。

・11月21日一 殿へ極秘として頂戴した。

在印化学兵器撤去を急ぐこと、実施
に向つて努力して来たが、目下大きな^{内題}障壁に

^{除去し}
~~撤去~~て113。即ち米国の法府は、特に
かかる種の案件には敏感であり、極秘に

CBR兵器の撤去には合法的な手順を取
り決める必要のあること、既に手続を開始

した。しかる撤去作業開始は敵軍御所
米連隊(定²¹数は合理的期限^内あり)を^要要
(期限²¹115)

という現状である。

敵軍：公明党の米軍基地実態調査に7112
「変更」とするトスハイ行政として捕らえらる

便あり、と注意しておいたが、等かスガ
まがある、とか「X-23はとろろの方向に向いて

11

よく新412-選挙は不安、拙く行っても同じ。
しかし^{手配}衛^衛びの^{手配}選挙総監戦位の内容

が行なわれている。(大佐の12月-1月には休暇
をとりたいとのコメントに対し)正月が来ると、

選挙をやるともなっている。

(以上122会議終了、大佐の「悪い報告を
新412へする、と発言^{外務}、大佐より「それなら」

「明日は誰を認めるのか、と言うことは提案、了承」)

1969. 11. 11

(11-11-11-11-11-11)

S E C R E T

The President looks forward to his meeting with the Prime Minister in mid-November and believes that their review of common problems will be valuable to both governments. The President believes that a full discussion regarding Okinawa reversion is particularly desirable.

The draft joint communique reflects a high degree of common understanding on the conventional use of bases in Okinawa and Japan following reversion. The President will want to confirm these important understandings with the Prime Minister.

The issue of continued nuclear storage after reversion is a major one which the President will want to explore carefully with the Prime Minister. We want the Prime Minister to know that we appreciate and sympathize with his political problems in Japan. At the same time, nuclear storage is a vital element in our strategic strength in the area, and as exemplified by the Byrd "sense of the Senate" Resolution any proposal to limit that storage poses serious strategic and political issues for the U. S. It is, of course, our desire to work out the best possible arrangements to meet the problems faced by both governments. Thus, the President does not want to make any decision on this matter so important to both himself and the Prime Minister until they can discuss it together. In such a discussion and in making his decision, it would be helpful if the Prime Minister would be prepared to discuss this issue in depth with the President and to explore possible solutions which would meet both countries' requirements.

In addition to the above issues directly connected with reversion, the President will want to talk to the Prime Minister about bilateral economic issues that are of deep concern in the U. S. These particularly involve the problem of the slow pace in the reduction of Japanese import (and investment) restrictions and our inability thus far to arrive at any understanding or means to handle the problem of Japanese exports of

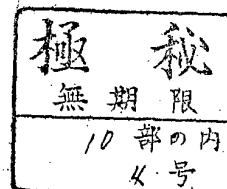
S E C R E T

S E C R E T

- 2 -

synthetic textiles and woollens to the U. S. At this time the textile issue is of particular concern to the President. These matters present serious economic and political issues for the U. S. The President hopes that he and the Prime Minister can reach agreement, at least in principle, on an arrangement that will provide comprehensive limitations reasonable to both parties on exports of wool and synthetic products to the U. S.

S E C R E T



佐藤総理・ニクソン大統領会談
(第 1 回 11月19日午前)

昭和44/1.27
アメリカ局

19日午前10時40分より同12時10分まで
ホワイト・ハウスで行なわれた本件会談要旨次
のとおり。(通訳森谷審蔵官)

別室得観者

日本側 愛知外務大臣、木村官房副長官、下田駐米大使、
森外務審蔵官、東郷アメリカ局長、中島条約課長

米 側 ロジャース國務長官、ジョンソン國務次官、
マイヤー駐日大使、グリーン國務次官補、スナ
イダー公使、フィン日本部長、ホルドリッジ大
統領補佐官

人 冒頭

総理より、日米両国が太平洋をはさむ2大国として、その間の協力を通じて、この地域の安定に寄与しうる立場にある旨述べた。それに対し大統領より安全保障の問題については、力の均衡が重要である旨述べた上で中共はたしかに人口は多いがアジアに平和と繁栄をもたらす鍵は日米両国であり、日米友好関係が今後四分の一世紀続くことがアジアの平和と繁栄に大きく寄与すると考えられ、もし、日米が離反することとなれば、この地域の平和の希望が絶たれることになる」と強調した。

さらに、大統領は今回の会談を通じて、上記の認識の下に十分な話し合いを行ないたく、沖縄をはじめ、貿易、経済、経済協力等について相互に満足しうる解決を見出さなければならぬ旨述べた。また大統領は、総理が政治家としてお互いに立場を理解し合える人であることを喜んでいる旨述べ、自分も総理も

各々、国内に政治問題をかかえているので、今回の会談も二人切りで行なうこととした次第なる旨述べた。

総理より、大統領は、歓迎式の挨拶の中で、かつては、バルカン半島が世界のトラブルスポットであつたが、今や、それがアジアに移つた旨述べたが自分（総理）としては、米国が自らはアジアに位置していないにもかかわらず、その国民の血を流し、予算を費してアジアの安全に寄与しておられることを高く評価している旨述べた。

2 会談の進め方及び新聞発表振り

大統領より、19日は安全保障及び沖縄を含む東南アジアの政治・外交問題を話し20日に経済問題を話すこととしたい旨提案、総理もこれを了承した。

また、大統領より、沖縄問題等今回の会談の内容については、新聞、議会関係者等が、かなり興味をもっているので、会談内容につ

いての対外説明振りについては途中でこれを明らかにせず共同声明によりその全容を明らかにすることとしたい旨述べた。それに対し総理より、大統領が議会への説明という問題を抱えていることを承知しているので、対外説明振りについては、大統領の提案通りで結構である旨述べるとともに、他方、会談が建設的であつたということはその都度明らかにしないと、かえつて報道関係者が疑惑をもち、種々憶測することになる旨指摘し、大統領もこれを了解した。

3 安全保障及び沖縄

(1) (日米安保)

総理より、社会党、共産党等の安保条約に対する態度を中心に、日本の国内事情を説明の上、安保条約の固定延長は諸般の考慮から好ましくないので、長期にわたり安保条約を継続することとしたい旨述べ、すでに自民党が、党議としてこの旨明らかにしている旨付言した。それに対し、大統領より沖縄問題の解決は、日本国内の安保反対勢力の存在という問題を解決することになるかと問うたので、総理より、(1) 社会党、共産党は、イデオロギー的見地から政府のすることには何でも反対するという姿勢であること、(2) 「社」「共」は沖縄返還には反対していない(何故なら、それが国民全体の願望であるから)が、これを自分(総理)の手で実現することには反対していること、等を説明の上、日本国内の

大多数は、日米安保体制を支持しており、また社会党の一部にもこれに反対しない者が出て来ているので、自分としては沖縄問題の解決により、社会党の力を減少せしめることを狙っている旨述べた自信をもつて安保堅持の方針を買いて行きたいと考えている旨付言した。

(2) (アジア)

大統領より、自分(大統領)は、アジアとくに日本の事情に十分精通しているつもりであり、また、日本が今後、アジアの平和と繁栄のために果しうる役割りについても、これを十分評価している旨述べた上でアジア政策について自由アジアと共産アジアの間に壁をつくる考えはなく、むしろいつの日か、その間に橋をかけることが必要であると考えているが、そのためには、まず自由アジアを強くすることが必要であると考えており、その見地から米国の現政權

のtop priority goalを日米友好関係の強化に
おいている旨述べた。

それに対し、総理より自分（総理）がニ
クソンが副大統領当時、はじめて会った時
ニクソンが、日本の平和憲法は誤りであつ
たと述べたことが、強く印象して残ってい
るが、日本はその後平和に徹し、今日に至
っているが、その間 economic animal とい
われたことはあつても、military animal と
いわれたことはない旨述べた上で、何ソ連
中共と近接し、朝鮮半島の緊張が続き、し
かもヴェトナム戦争が続いているという
現下の四面の情勢の下で日本の安全は米國
のカサの下ではじめて確保しうることを、何
米國と日本は自由世界の1位と2位の經濟
力を有する国と言われるが1位と2位の間
には力の上でかなりのへだたりがある。こ
と等を説明した。

(3) (沖縄)

上記のやりとりに引続いて総理より、(1)沖縄が返還された上は、復帰後の沖縄を含む日本全体の安全を守るために、日本の自衛力を強化しなければならないことは、自分(総理)としても良く判つていること、(2)沖縄返還後の安全保障を考えるにあたっては、沖縄が現在、日本の安全を含めアジアの安全保障に重要な役割りを果していることを十分ふまえて行く考えであることを説明し、自分(総理)は大統領に沖縄を返してくれということをまだ言い出していないが、沖縄の返還後の安全保障の問題については上記の考え方を持つていることをまずお伝えする旨述べた。

それに対し、大統領より、沖縄にある米軍基地は日本及びアジアの防衛にとり極めて重要である旨指摘し、今後沖縄の返還のための色々な取決めを work out し、

沖縄が日本に返された後は沖縄が日本の主権の下におかれることになるので、日本が軍事的に greater responsibility を assume して欲しく、これは要望 (demand) ではなく、事実の問題 (statement of fact) である旨述べた。さらに大統領は、(1) 米国側としても沖縄の施政権を日本に返還する結果として沖縄の米軍の機能は若干弱まる結果となることは覚悟しており、また日本の憲法上の問題も判っているが、核能力ということは別に、日本が significant military capacity を develop することが世界の将来のためにのぞましい旨及び、(2) 現在世界には、米国、西欧を含む西欧、ソ連、中共という四つの勢力圏があるが、これに日本が加わりこのよ者の間の力の均衡をきずくことが必要と考えている旨述べこの考え方に対する総理の comment を求めた。

それに対し、総理より、日本としては純

軍事的に世界の平和維持に加わることは無理であるが、経済協力等の面ではすでにその方向を努力している旨指摘し、非核三原則を説明の上、大統領のいわれることも純軍事的なものではないと了解する旨述べた。それに対し、大統領より、自分（大統領）としてももちろん、経済協力が間接的に安全の維持に役立っていることは承知しているが自分の云う significant military capacityとは通常兵器の事を云っている旨述べたので、総理より日本としては、今後「空」及び「海上」を中心に自衛力を強化して行く方針である旨述べ、大統領よりも、右は結構なことである旨答えた。

4 沖縄問題の財政面

大統領より、沖縄の財政問題についても、事務レベルの予備折衝が順調に進ちよくしていると聞いている旨述べたので、総理よりも自分もそのように聞き、米側財務当局者の努力を多としている旨述べた。

5 共同声明の表現（核兵器に関する部分）

大統領より、施政権返還後の沖縄の基地の使用について、緊急事態における沖縄基地の使用について、どういふ手続きでやるかが一番問題である（最近の戦争については2、3日の内、極端な場合には2、3時間の内に決断しなければならないととがある旨付言）旨述べ、その点を共同声明でどう表現するかにつき、自分（大統領）は一案を有しているが総理の側に案がとおりか否かと問い、自分（大統領）としては、沖縄が日本に返還されれば、そこにある米軍基地のステータスも本土並みとなるので、上記の緊急事態の場合の手続き

との関連で、これを上院の軍事委員会等にどう説明するか頭を痛めている次第である旨付言した。

（ここで、総理より、日本側案の内、「日米安保条約の事前協議制度に関するその立場を害することなく」との表現を削除したものを示し、大統領より、米側案を示した。）

総理より、米側案を一読の上、沖縄が日本に返還された後には、日米安保条約がなんらの変更なしに適用されることになるので、沖縄の軍事的役割りについて自分（総理）も十分認識して対処して行くこととしたいが、共同声明の上で、重大な事態の際に沖縄の米軍基地の機能を損わないとすることは非常にむづかしい問題である旨述べた。

他方、大統領は、前記日本案を一読の上、この表現は、自分（大統領）と総理の間の文章としては、これで十分であるが、自分が米国民に説明するためには、もう少し詳しく事前

協議を説明する必要がある旨述べた。

（ここで総理は、「事前協議制度」云々を含んだ案を提示）

大統領は、これを一読の上、右の表現につき総理が日本国民を納得せしめうるのであれば、自分（大統領）はこの表現で米国民を納得せしめる用意がある旨述べ、総理も大統領のこの発言を多とする旨述べた。

（注：上述日米各案別派は省略）

4 ホット・ライン

大統領より、E G - 1 / 2 / 機事件を例に引き、今後日米間で緊急事態において事前協議の手續きに基づき緊急な連絡を行なう必要があるところ、右につき総理に何か良いお考えはないかと問うたので、総理より、米国は既にソ連との間にホット・ラインを設け、また、ボン及びロンドンとの間にも同様のホット・ラインを開設すると聞いているが、東京・ワシントン間にもホット・ラインを開設すると

ととしては如何と述べたところ、大統領は右は excellent を考えである旨述べ、これが開設されれば日米両国は全く対等の立場で協働しうることになると思う旨述べた。

大統領より、ホット・ラインの開設につき、共同声明に盛り込むこととしては如何と述べたのに対し、総理より、このことはいずれ外部に知られることとなるうが、今回の共同声明に盛り込むことは慎重を要するところである旨述べたところ、大統領は総理の御意見に従い、共同声明には盛り込まないこととすべしと述べた。

7 共同声明の核兵器に関する表現の確認

総理より確認までにと前置きして、共同声明の核に関する部分の表現は、^{前述}別電の日本側案の通りとすることで合意に達したと考えて良いかと質したのに対し、大統領より、その通りである旨述べるとともに、これは歴史的な moment であるから握手をしたいと述べ、握手を求め、総理も無言のままこれに応じた。

8 メースBの撤去

大統領より、ここでもう一つ総理にとつての良い話がある旨前置きして、米國政府は今後3週間以内に、即ち、日本の総選挙の前に沖縄のメースBの漸進的撤去を開始することに決定した旨述べ、総理より右につき謝意を表した。

9 新聞発表振り

ここで愛知大臣を別室より招致して新聞発表振りを次のとおり打合せ会談を終了した。

「本日の会談では、沖縄を含め、アジア問題ならびに国際情勢について広範に意見を交換した。この会談は今後も続けられるが、第2回会談では、主として経済問題を話し合い21日に共同声明を発表する。本日の会談は極めて友好的かつ建設的であつた。」

冷
等
8
長

来
長



共同声明第8項に関する経緯

44.11.24 来局長

1. 11月17日午前 総理ワゴンに到着。
同日夕 並びに翌18日夜 総理主宰の下
に、大庭、副長友、下田大使、森喜久良、中
大使、来局長等の種々最終的打合せを行
った。核については、(イ) 半断よりは危ない何
等の indication なきこと、(ロ) 返還時撤去ま
では行くと判断されるか 両者の非常時
対応については 問題があること、(ハ) 従
ってこの問題について 何等の記録を作成
せざるを得ないこととなる可能性あること。
(ニ) 假にそこまで行く場合は 使用の問
題が出て来るか 何の途 今後はそこ迄 展
展するとは思はれないこと。等につき 従来

2

総理にも申し述べたところを改めて確認し
総務院より 事件解決のためには
双方共同声明案の採択を以てすることゝ最
善なる所を説得するの他なしとの趣
旨を強調された。かくして総理は事件
に対する判断の出方に対する具体的な見通
しを述べ、19日の大法院会議に臨まれ
ることとなった。

2. 19日の総理大法院会議に於て(会議
録別添) 総理は 先づ「別添第1案を
(別添2案を示し、討議の末 大法院は右案)
採択したところ、大法院は ~~これを~~ ^{これを}採
(たつて) 総理より (を採り、これ) (ては)
とし、別添第2案により 両首脳等には
合が成立した旨、³ 会議終了後 Blair House
に於て 大庭以下に 話された。(会議録
によれば、両首脳の間には 具体的な返答

3

時撤去とか有事の際は如何と云う言等は
取立てられていたのか、大法院の側に於て
も双方が八項英文を仔細に研究して
あり、前記が主要を採ったものと見ら
れる。)

3 総理が大法院に手渡された英文は
一部の訂正したものらしく、会議終了後、
下渡しかなかった。同夜（寧ろ
同日午後）米局長よりスタイン公使を通じ
寧ろ手交方を申入れ、同夜大統領晩
餐会の席上米局長はスタイン公使より
~~米局長~~ 受領した。（別添4）。同夜の
際同公使は「自分は事件文書の存在を
承認し居る建前たるも兎も角コン
ソルタ友に頼んで今お伺いするものな

4

り」と述べていた。

4. 大統領晩餐会 後 右英文を検討せる

ところ、日本文 第2条と内容に於て相違する点あるのみならず、英文といたし意味を成さざる点あることを発見した。

即ち(1) 日本文は「返還に當つて……文を呈する」との表現であつて明白に返還時撤去の意味が主であるに反し、英文は「返還が……実施せらるゝとなつてあり、この日英文を以てそれとすことは到底不可能であり(但)英文自身も without prejudice to its position の its は、我方第8項英文にある United States Government が同英文中にないため意味を成さず、従つて、総理と大統領の間で合意さ

5

れた英文の实质を變へることなく、最少
限の修文を施して日本文をこれに則
して改訂するの他なきこととなつた。

5. 19日深夜、鐵道並に貿易自由化内
閣についての協定の打合の後、以上の
事實を大屋に報告、下河大使も交えて
英文修訂、日本文改訂に付了解を得、
條約譯本を交えて草案を作成した。
即ち英文(第2文)は別添⁵の如く、
~~此~~日本文は「数量」を「実施」とする
こととして改訂(提言共同声明第8項と
なつたもの)する案である。

6. 20日朝、總理着換之中に米子長
より事情を説明、改訂日本文等を
朗読してその解釋を得た。米子に

6

おいは同日午前の總理大法院會
議を別室に於て待つ間に米局長
より通譯の役を及ぼすに依りて
通譯した。通譯の役は英文草案の
非を直ちに了解し、別添4条中の
thatを"Prime Minister,"の後に上げる
ことを提議したので、我方之を容れ
英文案に合意した。^{相違}

^{は11月7日總理私事として、本務秘書より受領せるもの}
(註) 別添4条英文案は誰か^{であつたか、その}を
たか不明である。

(註) 核問題の扱については或る段階
において米側において原則的決
意があつた筈である。然るに我方は
始り總理大法院會後までこの問
題について米側責任者より何等の

7

其の略手廻りをつかぬことか由未

たかつたことは 事籍するに 甚だ

孫会の在りあり。

極秘

共同声明 (第一案)

七、 総理大臣は、核兵器に対する日本国民の

特殊な感情及びこれを背景とする日本

政府の政策について詳細に説明した。

これに対し大統領は、深い理解を示し、

沖縄の返還に当っては右の日本政府の

政策に背馳しないよう処置する旨を

確約した。

~~TOP SECRET~~

4. "The Prime Minister described in detail the particular sentiment of the Japanese people against nuclear weapons and the policy of the Japanese Government reflecting such sentiment. The President assured the Prime Minister that the reversion of Okinawa will be carried out in a manner consistent with the policy of the Japanese Government as described by the Prime Minister, and without prejudice to the position of the United States Government with respect to the prior consultation formula under the Treaty of Mutual Cooperation and Security. In this latter connection the President noted that, if required by circumstances, the United States would, in accordance with the provisions of the Mutual Security Treaty, consult the Government of Japan with respect to any proposed major changes in the equipment of U. S. forces in Japan. The Prime Minister stated that the position of the Japanese Government with respect to the prior consultation formula under the Treaty of Mutual Cooperation and Security is the same as that of the United States."

~~TOP SECRET~~

極秘

別添二

共同声明（第二案）

七、総理大臣は、核兵器に対する日本国民の特殊な感情及びこれを背景とする日本政府の政策について詳細に説明した。これに対し、大統領は、深い理解を示し、沖縄の返還に当っては、日米安保条約の事前協議制度に関するその立場を害することなく、右の日本政府の政策に背馳しないよう処置する旨を確約した。

別
添
付
10

The Prime Minister described in detail the particular sentiment of the Japanese people against nuclear weapons and the policy of the Japanese Government reflecting such sentiment. The President expressed his deep understanding and assured the Prime Minister that the reversion of Okinawa would be carried out without prejudice to ^{the} ^{of the United States Government} its position with respect to the prior consultation system under the Treaty of Mutual Cooperation and Security, in a manner consistent with the policy of the Japanese Government as described by the Prime Minister.

別添 5

THE WHITE HOUSE

別添
5

The Prime Minister described in detail the particular sentiment of the Japanese people against nuclear weapons and the policy of the Japanese Government reflecting such sentiment. The President expressed his deep understanding and assured the Prime Minister ^{that} without prejudice to the position of the United States

THE WHITE HOUSE

Government with respect to the
prior consultation system under
the Treaty of Mutual Cooperation and
Security, ~~that~~ the reversion of
Okinawa would be carried out
in a manner consistent with
the policy of the Japanese Government
as described by the Prime Minister.

大臣 (新等)

次子

本務書記官

法眼書記官

官房長

書記官

秘書

極無期限

書記官

井川
書記官

昭和四十四年十二月十五日

一九六九年佐藤総理・ニクソン大統領会談に
至る沖縄返還問題

アメリカ局長

目 次

- (一) 一九六七年前半における沖縄問題の取扱い
 - 一 一九六五年までの日米会談における沖縄問題
 - 二 いわゆる下田発言
 - 三 施政権返還問題解決の方途
 - 四 外務省事務当局の措置
- (二) 六七年九月の日米閣僚会議及び十一月の第二次佐藤総理訪米
 - 一 六七年七月の対米申入れ
 - 二 七月十五日外務大臣、在東京大使会談
 - 三 六七年七月より十一月に至る日米間の話合い
 - 四 日米閣僚会議
 - 五 総理訪米の準備
 - 六 六七年の第二次佐藤総理・ジョンソン大統領会談
- (三) 一九六八年中の経緯
 - 一 いわゆる「白紙」について
 - 二 「継続的検討」
 - 三 六八年後半における停滞

(四) 六九年返還交渉の基本的方針

- 一 新内閣の発足
- 二 年末年始の外務大臣在京米大使会談
- 三 四月のわが方ポジション・ペーパー

(五) 六九年六月の外務大臣訪米

- 一 訪米準備
- 二 愛知・ロジャーズ会談

(六) 共同声明に関する交渉

- 一 八月十二日のわが方共同声明案
- 二 戦闘作戦行動のための基地使用
- 三 ヴイエトナム
- 四 核兵器
- 五 その他

(七) 佐藤・ニクソン会談

- 一 会談に臨む準備
- 二 佐藤総理・ニクソン大統領会談

(H) 一九六七年前半における沖縄問題の取扱ひ

一 一九六五年までの日米会談における沖縄問題

岸、池田、佐藤と三代の総理は、それぞれアイゼンハワー、ケネディ、ジョンソン各大統領との間に沖縄問題について話合っているが、六五年の佐藤総理訪米に至るまで、これらの話合いの内容は、沖縄返還に対するわが方の願望、潜在主権の確認、住民福祉の増進に限られ、米側よりは、「極東における自由世界の安全保障上の利益がこの願望の実現を許す日を待望している。」というより以上の発言はなかつた。六六年七月及び十二月にラスク国務長官が椎名外務大臣及び佐藤総理に述べたところに徴すれば、米国は、沖縄における米国の軍事的活動を許容するだけの政治的

な準備が日本にないとの判断の下に、沖縄返還は当分考慮のうちに
入りえないとの態度が明らかに示されている。このような状況
の下に六七年一月北米局長沖縄出張の際、田知のマーティン高等
弁務官政治顧問に対し、理屈の問題としては安保条約、地位協定
は沖縄に適用し、ただ事前協議条項だけは適用外とするといいこ
とで、全面返還できる筈ではないかと述べたのに対し、同政治顧
問が、米國は極東の安全保障のための沖縄の基地保有と日琉との
円満なる関係維持というきわめて難しい道を歩んでいるものであ
り、両者の調整のための日本側の発意は歓迎するところであると
答え、いつ頃になればそれが可能となるのかと問うたのは印象的
であつた。

二 いわゆる下田発言

六七年二月一日下田次官は、記者会見において、沖縄の早期返還を左右しうる一つの要因は、日本国民の側において日本を含む極東の平和と安全の確保という、米国の責務を十分に果たさしめるという保証を与える用意があるかどうかである、という問題を提起し、世の関心を惹くところとなつた。

三 施政権返還問題解決の方途

外務省事務当局においては、米国の沖縄施政権保持は、日本を含む極東の安全保障という目的のための手段であつて、従つて軍事基地の使用態様について、日米間に話合ひに入ることにより施政権返還問題解決の途を開くべきであるとの考え方に立つて、同

年二月「当面のわが外交施策大綱」審議の際、右の趣旨で米側と話し合いを行なうことにつき総理の了承をえた。すなわち、米国の施政権下にある沖縄の米軍基地の使用態様と、日本に返還されて安保条約体系下におかれた場合の態様を対比するに、軍事的観点からみて最も重要な相違は、事前協議の適用にある。六〇年の安保改訂において事前協議に関する交換公文が成立つたのも、米側軍事的観点よりすれば、本土には事前協議を適用するも沖縄はいわゆる自由使用をなしたからであつたと思われるが、爾来数年にわたるわが方国会審議の経過を通じ、本来諸も否もある事前協議が、わが国自身の安全保障の要請とは全く齟齬して、あるいは核に対する特殊の国民感情の故に、あるいは米軍のプレゼンスを

非とする立場からするいわゆる「戦争まき込まれ」の歯止め論の故に、その積極面は全く影が薄れ、米国の国防当局としては、日本における事前協議はすべて否であるとの前提をおいて施策せざるをえないこととなり、従つて沖縄基地のいわゆる自由使用は、それだけ軍事的重要性を増したという結果になつていたとみて誤りなかつた。このような背景を持つ事前協議の適用が、いわゆる「本土並み」であつて、施政権返還を実現するためには、この「本土並み」と、米国の施政権下の基地の態様、すなわち「自由使用」との間に、国内で受け容れられると同時に、わが国自身の安全保障の要請を含み、米国からみても軍事的に受け容れられる態様を探索しなければならなのであつた。

四 外務省事務当局の措置

当時国内においては、沖縄問題に関し、機能別返還とか地域別返還等の議論が盛に行なわれていたが、外務省事務当局は、専らこれらの議論が非現実的、非実際的である所以を説きつつ、他方前記の考え方に従つて米側を話合ひに引き入れることに努め、そのため五月の安全保障協議委員会、あるいはその事務レベル協議の機会等も活用し、ジョンソン大使はじめ、故マクノートン及びウォーレンキー両国防次官補、バンディー國務次官補、スナイダー日本部長、ハルベリン国防次官補代理等訪日の都度米側責任当局と懇談を重ねた。

(一) 六七年九月の日米閣僚会議及び十一月の第二次佐藤
総理訪米

一 六七年七月の対米申入れ

六七年九月の日米閣僚会議も近づき、また十一月には佐藤総理の訪米が予定されることとなつたので、七月十五日三木外務大臣より在京ジョーンソン米大使に対し、沖縄及び小笠原問題に関し、大要次のとおり申入れた。

1 沖縄問題は、沖縄の果している軍事的役割りと、返還に対する日本国民の願望をいかに調整するかの問題であり、その見地より、(イ)沖縄の果すべき軍事的役割り及び沖縄所在の軍事施設の要件、並びに(ロ)安保条約及び地位協定の沖縄への適用上生ずべき問題、等につき日米間に検討を進めることとする。

2 当面沖縄の本土との一体化を進めるべきであるか、他面沖縄の自治権拡大とともに琉球政府の機能充実の要あり、よつて日本政府が米国側当局と琉球政府の間に立つて沖縄の施政に協力する道を開くことを検討する。

3 小笠原については、安全保障上の理由で米国が施政権を持ち続ける理由に乏しいので、これを返還するより所要の措置を進めることとする。

七月廿五日外務大臣在京米大使会談

前記1についてのわが方の意図は、施政権返還後の沖縄に安保条約及び地位協定が適用されることは当然として、事前協議に關する交換公文の適用をいかに扱うべきかにつき、米側の見解を

引出さうとすることにあつた。すなわち、戦闘作戦行動のための施設区域使用と核兵器の持込みに関する事前協議については、それぞれ日本国内において大きな政治問題であるから、わが方としては、この二点につき、軍事的抑止力の主体を荷っている米国の沖縄返還についての最少限の条件はなにかという問題である。これに対しジョンソン大使の三木大臣に対する応酬は、問題の核心は日本が米国に対しいかなる軍事的姿勢を維持することを望むかということであつて、米国の必要とする「最少限」という問題ではない。また返還の方式いかに問わず、返還後日本が沖縄の基地の有用性を保つことを望む限り日本の政治的責任は増大するが、日本が沖縄の現状と政治的責任増大のいずれを選ぶか、という問題

である、ということであつた。

二

六七年七月より十一月に至る日米間の話し合い

爾後日米間の話し合いは右のような懸隔を残したまま九月の閣僚会議を経て十一月の佐藤・ジョンソン会談に至るわけであるが、二月にはわが方の選択の一つとして、基地の自由使用を含む協定を作つて施政権を返還する方法にも言及し、七月には核について通常はおかないが、非常の際は事前協議の上持込みを認めるというところで話がまとまつるなら、その決断はとるべきであるとの見解を洩らされた三木外務大臣も、八月にはわが方は本土並みをもつて出発すべきであつて、自由使用に一步でも近づいたような考え方は提示すべきにあらずと指示され、総理もわが方は返還のみ

を要求して米側より条件を示さ^也また上で自分が決断すると述べられて、事務当局に対しては専ら米側の条件探求に努めるべしと指示され、このような状況下においては、事務当局としては沖縄基地の態様の問題についても米側との間に抽象論の応酬に終始せざるをえなかつた。

三

日米閣僚会議

九月の日米閣僚会議は、ラスク國務長官が会議の冒頭、与国相携えて平和をオーガナイズして行こうと述べ、米政府各閣僚が米国の決意の固さを示すとともに、与国の責任分担を切々として訴えたことにおいてきわめて印象深いものであつたが、このような空気は沖縄問題についての國務、国防長官と三木大臣との会談に

においても強く反映されていた。すなわち、外務大臣が専ら日米間の政治的観点より沖縄返還の重要性を説き、沖縄返還は極東情勢の変化待ちということではなく、現在のような情勢の下においても返還実現の方途を探索すべきであると強調されたのに対し、ラスケ、マクナマラ両長官は、それぞれの立場から安全保障問題の重要性を繰述して、(イ)米国は条約上の約束は必ず守るが、同時にこれを果す手段を与えられなければならない、(ロ)要は共同防衛上日本が米国になにを期待するかであつて、期待される以上はそれを可能ならしめる政治的責任を引受けてもらわなければならない、(ハ)日本を含む極東の安全保障のため核配備が必要であることは論をまたないが、問題は日本がそれを欲するや否やである。(ニ)世論

の問題は日米双方にあり、世論のみの故により大なる目的を見失つてはならない。等の諸点を指摘し、沖縄返還問題も日本がこれに関連していかなる政治的責任をとる用意ありやまず明らかにすることが先決であるとの趣旨を繰返した。

第12.

総理訪米の準備

十月に入つて、総理訪米の際の共同声明案につき、特に沖縄及び小笠原問題を中心に東京において米側との話し合いを急いだ。沖縄についてわが方の求めるところは、本件が既往の共同声明において双方の希望表明の交換に終わっているのを一歩進め、返還問題を両国政府間の話し合いの対象とすることにあつたが、この点については、十一月初旬に至り米側は、「施政権を日本に返還する

この方針の下に「沖縄の地位について」兩政府間において「継続的な検討を行なう」ということに原則的に合意した。すなわち、米側は一年の経過を通じ、返還を具体的な問題として日本側との間にとり上げることについて決着をつけ^下たものと認められたが、同時に、返還の時間的要素までを含めて約束することは受諾しえずとした。この時間的要素の問題は、総理が大統領との会談に臨むに当つて、「一兩三年内に返還の時期の目途をつける」ことを直接大統領に要請されることとなつたため、共同声明の表現が最後まで彼我の間で難航することとなつた。

なお、小笠原については、同じく十一月初旬米側は、総理・大統領会談における合意を条件として返還に應ずる旨内報越した。

また前記への当面の措置については、わが方の考え方は米側の容れるところとならず、結局米側提案にかかる諮問委員会案をとることとなつた。

※2

六七年の第二次佐藤総理・ジョンソン大統領会談

かくして十一月十四、十五の両日佐藤総理・ジョンソン大統領の間、二回の会談が行なわれた。第一回の会談において総理より、沖繩問題解決の重要性と日本を含む極東の安全保障の問題につき大統領に対して所信を語られたが、前後二回の会談を通じ、主たる討議の対象は国際通貨問題、東南アジア経済協力問題、サイエトナムに対する援助の問題等であつて、十五日の会談後、共同声明は、同日午前まとめられた原案どおり発表された。沖繩返還問題

の観点よりすれば、この共同声明において返還問題が両国政府の間の具体的課題として初めてとり上げられることとなつた点が前進であつて、小笠原返還と並んでこの日米会談の成果は満足すべきものであつたといひうるのである。

目 一九六八年中の経緯

一 「白紙」について

六七年十一月の日米会談において、沖縄返還問題について日米両政府の間で継続的検討を行なうことに合意をみたのであるが、同年末より六八年春にかけては専ら小笠原返還協定作成の作業が進められ、沖縄返還問題の方はしばらくそのままになっていた。

この間国内においては、ジャーナリズムは早くも返還はあたかも既定の事実のごとく前提していわゆる世論の名において「核抜き、本土並み」を喧伝し、政治軍事評論家は「核抜き、本土並み」という結論から出発してこれを正当化する論議を展開し、政治家はこれをもつて政府攻撃の材料とする、というこの種対外問題に

ついでわが国においてしばしば生起する現象を招来していた。これに対し総理は、春の通常国会において、返還後の基地の態様について「白紙」であるとの態度を貫き、沖縄問題の一番重要な点は本土復帰であり、また沖縄の基地は沖縄を含む日本の安全のため必要であることを考えなければならぬ、との二点を強調して政府の態度を留保された。

二 「継続的検討」

政府間の協議は本来世の脚光を浴びることなく進められることが望ましいものであり、沖縄に関する「継続的検討」もその例に洩れないところであるが、結局は年初来のびのびになつていた「第一回」協議が五月二十七日いわば不可避的に鳴物入りで行なわ

れることとなつたのも、甚だ日本的な現象であつた。右五月二十七日の三木大臣・ジョーンソン米大使の会談において、返還後の沖縄の基地の態様の問題について種々話合いが行なわれたが、結局のところ米側の見解は、日本が返還後の沖縄の基地にどの程度の戦争抑止力を期待する^か、米軍の戦争抑止力のため日本がどの程度の支持を与えうるか、についての日本側の考え方を示されること^がが先決であり、米国は究極的には日本側の判断に適應して行かなければならない立場にある、ということであつた。爾後大臣・大使使間の「継続的検討」も幾度か行なわれたが、基地の態様の問題についてはなんらの発展はみられなかつた。

三 六八年後半における停滞

一方外務省事務当局においては、沖縄の軍事的役割りと価値、あるいは沖縄に関する核兵器の問題等につき、米側国務、国防兩当局との間にすでに十分^議職を尽し、返還後の基地の問題については、わが方よりなんらかのフォーミュレーションを示さざる限り、いわゆる米側の「最少限」の必要なるものの論議に入ることとはできないところに来ていた。しかも事は核の問題も含む重要問題であり、総理が「白紙」の立場を堅持している状況の下において、うかつに仮定の問題として米側と話し合いを試みることもできなかつた。けだし、一方において冒頭の三に述べたような「本土並み」については、米側がにわかには受諾せざるべきこと明らかなる

上に、これをもつてわが国の安全保障に支障なしとの判断が存するわけでもなく、他方返還後の沖縄に米軍のいわゆる自由使用を認めることは、到底国内の受け容れるところとならざるべきこともまた明らかであり、その間にあつてなんらかのフォーミュレーションにつき米側と検討することを可能ならしめるような事情にもなかつたので、局面打開の方途なきまま推移せざるをえなかつた。その間十月二十九日に三木外務大臣辞任、十一月五日米大統領選挙、十日沖縄における主席公選、二十七日自民党総裁公選等相重なり、年末より沖縄返還問題も新しい段階を迎えることとなつた。

(四) 六九年返還交渉の基本的方針

一 新内閣の発足

新内閣は十一月三十日に発足、愛知大臣は十二月三、五の両日事務当局を召集して沖縄返還問題の検討に着手し、七日には総理主宰の下に保利官房長官、木村副長官も交えて打合せを行なった。

事務当局の意見としては、従来のこときいいわゆる「本土並み」だけで米側と話し合いに入るべきにあらず、基地の地位に関する日米間の交渉は、わが方の政治的要請と抑止力として必要な要請の調整を図るところにあるので、まずこの実質問題についてわが方の立場がいかにあるべきかをはつきりする要あり、具体的には、(イ)核兵器については非常事態における持込みの問題にアコモデイト

する用意を持ちつつ、常時配備は行なわざるよう米側に説得すること、また(四)戦闘作戦行動のための基地使用については、もともとわが方としてこれを当然認める場合もありうるわけであり、朝鮮半島、台湾海峡、あるいはヴィエトナム等について基地使用のおよその輪廓について実質的検討を行ない、その結果を事前協議の交換公文との関連で適当な形にまとめること、という方向で実質問題の話し合いに入るべきであるということであつた。総理は事務当局の報告に対して、返還の結果基地が弱くなるというのは採らざるところである。日本自身の安全という考え方を徹底する必要あり、等の点を指摘された上、外務当局において米側と話合つて実体を固めるべく努力するよう指示された。

当時返還問題を進めるについて国内的に二つの手続的な問題があつた。すなわち、一つはまず返還の時期を取決め、実質の問題はその後とすることはいかばということであり、二は米側に対してまず「本土並み」を掲げて出発すべきや否やということである。

第一の点は、六七年の共同声明が「兩三年内に返還の時期の目途をつける」ことに言及しているところに関連ありと思われるが、現実に実質問題、すなわち基地の態様について了解なきまま時期のみを決めることは不合理、かつ、非實際的であることは明らかであつた。第二の点は、これも國內政治的な問題であるが、事務局当局としては、いわゆる「本土並み」について十分の安全保障上の確信と対米交渉上の見通しなきまま表向きにこれを掲げて出発

し、後日交渉が難航するような場合は、收拾すこぶる困難であり、交渉のやり方としても適當ならず、まず実質問題の話し合いに入るべきであつて、国内的の説明は別途考えればよろしいという考えであつた。

ニ 年末年始の外務大臣・在京米大使会談

十二月中旬の臨時国会後、愛知外務大臣は構想を練つた上、年末二十八日午前及び夕刻ジョンソン大使と会談し、さらに大使急遽一時帰国後一月十日重ねて会談した。前後三回の会談を通じ、大臣より(イ)一九七二年中の返還を期待すること、(ロ)返還後の沖縄を本土と差別することは避けなければならず、従つて条件は「本土並み」に近くなければならず、「本土並み」以上の条件となると

してもそれは暫定的でなければならぬ、(イ)出撃について朝鮮半島に事変突発の場合のときは当然これを認めることとなるうが、想定しうる事態について具体的に検討すれば、日本としてとるべき政治的責任の内容をはつきりさせることができよう、(ニ)核兵器はより困難な問題で、その「現状どおり」は国内で到底受け容れられない、等の点を指摘して、「本土並み」と「現状どおり」の間、日米双方の国内を説得しうるなんらかのフォーミュラを見出すべく努力したい旨を説いた。これに対しジョンソン大使は着任以来沖縄問題解決の方途探求に苦慮している旨を開陳したる上、(イ)出撃について事前協議を適用すれば日本政府が個々の場合に政治的責任をとることとなるが、日本政府にその用意があるのであ

るうか、特に朝鮮半島の場合のときは日本政府が必らず米軍の行動を支持してくれるということではなければ到底米国内をまとめられない、(b)核兵器についての日本国民の特殊感情は分るが、沖縄の核の問題は段階的抑止力の一環としていつでも使用しうる状態にあることに抑止的效果があるということを理解して貰いたい、等の見解を述べ、また(c)暫定的に「本土並み」以上の条件を認めるということがもしてできるならば一つの解決方法となりえようとして多大の関心を示していた。かくて実質問題についての話合いに入ろうという折にたまたまジョンソン大使は國務次官に任命されて一月十四日帰国することとなり、東京における日米間の話合いしばらく中断のやむなきに至つた。

三 四月のわが方ポジション・ペーパー

六九年通常国会の初めにおいて、総理は沖縄返還に関し、将来「本土並み」ということでまず返還を実現するか、あるいはわが方の条件どおりになるまで返還を待つかの二者択一の問題であるとの趣旨を提起し、また外務大臣は事前協議はそもそも詰もあり否もあり、詰否の決断はわが国益の命ずるところによるのであるとして、その適正運用について繰返し説かれた。他方二月に入り総理より、返還の形式は事前協議も含めなんとか本土並みという形をとりたい、もつともその枠内でどうしても問題が残るという場合には重大な決心をする覚悟であるとの意向を示されたので、対米交渉を促進するため、わが方の立場をポジション・ペーパー

にまとめることとし、四月二十三日には一案を大臣より総理に提示した。この文書は六月の外務大臣訪米の際の話し合いの骨子となるものであるが、その要点は、

(イ) 安保条約堅持とアジアにおける日本の役割り。

(ロ) 一九七二年中の沖縄返還。

(ハ) 返還後の沖縄には安保条約及び関連取決めをそのまま適用する。

(ニ) 返還後のわが方の沖縄局地防衛。

(ホ) 以上の枠内で政治的要請と軍事的要請を調整するため、次の

二点につき米国政府との間に検討を進めることとする。

1 現に核兵器が配置されているとすれば返還時までに撤去し、

返還後の持込みは事前協議の対象とする。

2 返還後の戦闘作戦行動のための基地使用は、事前協議の対象とすることとし、そのため予想しうる使用の可能性について検討する。

この開国会においては三月十日参議院予算委員会において、総理が「白紙」より進んで「核抜き、本土並み」を思わせる答弁を行ない、四月早々岸元総理がワシントンにおいて「核抜き、自由使用」について発言される等のことがあつて世上をにぎわしたが、対米交渉の準備は前記の趣旨で進められていた。

(四) 六九年六月の外務大臣訪米

一 訪米準備

四月二十六日前記ボジション・ペイパーを案として在京オズボ
ン臨時代理大使に手交し、二十八、二十九両日アメリカ局長はワ
シントンにおいて、國務省（ジョンソン次官、ブラウン次官補代
理）、大統領府（キッシンジャー補佐官、スナイダー、ハルベリ
ン）、国防当局（バックラー国防次官、リーゾア陸軍長官）を歴
訪して、大臣訪米の準備を進めた。米政府事務当局においては、
核及び出撃の問題についてともにすこぶる固い態度を示していた
が、返還問題について具体的に話を進めようという気持ちは十分
であり、まず出撃の問題について満足しうる了解に達した上で、

核の扱いに対処しようという考え方と見受けられた。

五月十日の打合せにおいて主として出撃に関する事前協議について検討し、大臣の指示により、事前協議についてわが方が共同声明等において公に述べうる最大限と、その足らざるところを日本側の一方的発言で補う方式を研究することとした。次いで十七、二十三、二十八日と打合せを重ね、ポジション・ペーパーの補足として、右出撃に関する共同声明及びわが方一方的発言の案のほか、沖縄の局地防衛を含む日本の防衛問題、東南アジア経済協力の基本構想等の問題についても所要の準備を整えた。

二 愛知・ロジャーズ会談

愛知大臣は六月三、四、五日と三回ロジャーズ國務長官と会談

したが、これに先行して六月二日大統領を往訪した際、大統領が太平洋地域の平和と繁栄のため日米両国が相携えて協力して行くという大統領自身の強い気持を披瀝したことはきわめて印象的であり、沖縄交渉の前途に明るさを投げかけたものであつた。

前後三回の会談のうち、四日の第二回会談は、沖縄問題に関してきわめて充実したものであり、返還交渉のいわゆるフアーストラウンドとして十分の成果をおさめることができた。すなわち、会談の経過を通じ、米側は、七二年中の返還、返還後の沖縄には安保条約及び関連取決めをそのまま適用する、というわが方の立場に対し、そのような枠内で返還の方途を検討することを原則的に受け容れ、方法論として、総理・大統領共同声明の中で措置

するという考え方に従い、その案文につき話し合いを進めることに合意したのであつた。かくのごとく話し合いが軌道に乗つたとはいへ、その実質については依然として少なからざる困難が予想された。すなわち、出撃については、朝鮮半島中心のわが方の考え方と、ヴィエトナムを含む広い地域を考えている米側との間には大きな懸隔があり、また核兵器については返還時撤去を目標に米側が検討しおるやに観測されたが、そこまで行く場合も爾後のいわゆる非常事態持込みの問題の結末は容易に予断し難かつた。なお、米側は返還に伴う財政面について予想以上に強い関心を表明していた。

いずれにせよ大臣訪米の結果、爾後の交渉は共同声明案作成の問題として東京において続けられることとなつた。

（ウ） 共同声明に関する交渉

一 八月十二日のわが方共同声明案

1 六月下旬東京に着任せるマイヤー大使は、七月十日、さきに六月四日の大臣・國務長官会談の際、大臣より示された出撃の事前協議に関する共同声明案についての質問事項等を持参し、降つて二十二日オズボーン公使よりアメリカ局長に対し、米側のとりまとめた共同声明の草案を手交した。わが方はこれらの文書については、その問題点を指摘して基本的な考え方の説明に努めたが、他方沖縄返還問題を含む日米会談全般についての共同声明案につき検討を重ね、一案を八月十二日米側に手交した。この案は、前段において安保条約の堅持を含め、極東情勢

に對する基本的認識を謳つて伏線とし、焦点を返還後の沖縄に安保条約及び関連諸取決めをそのまま適用することに置いて作成したものである。

この間米側においてはスナイダー大統領府補佐官を沖縄交渉を担当せしめるため公使として東京に派遣することとなり、共同声明に關する事務的折衝は八月早々着任した同公使とアメリカ局長との間で、右のわが方草案を基礎に進められ、九月の外務大臣訪米を経て逐次固められて行つた。この過程を通ずる主たる問題点は、(イ)朝鮮半島及び台湾地域における戦闘作戦行動、(ロ)サイエトナム及び(ハ)核兵器の問題であつたが、それぞれについて経緯は次のとおりである。

二 戦闘作戦行動のための基地使用（共同声明第七項）

1 事前協議の適正なる運用についての外務大臣の啓蒙の努力についてはずでに言及したが、米側の立場は事前協議に対しすべ
て否であつては、米国の防衛義務遂行の手をしぼるものである
ということであり、四月のわが方ポジション・ペーパーにおい
て予想しうる基地使用の可能性について検討すべく提案したの
は、まずこの問題から実質問題の話し合いに入らうとする趣旨に
ほかならなかつた。その後六月四日大臣・國務長官会談におい
て、「予想しうる可能性」の検討をまつことなく、共同声明案
の作業に入ることとなつたのはすでに述べたとおりである。

2 六月のわが方提案は、事前協議における諸否は留保されている

との建前を崩すことなく、わが方が共同声明及び一方的発言において内外に明らかにしうる最大限を示すもので、日本政府が極東諸国の安全は日本の重大な関心事であるという認識を持つ以上、事前協議の適用は米国の国際義務の効果的遂行と両立しうべきものであるという考え方に立つものであるが、九月の大臣訪米の際、國務長官より「両立する」という消極的な観念でなく、効果的遂行を意図したものであるという積極的意味を持つたコンテンツプレートという字をもつて代えることを提案した。しかしながら、右の字句はわが方本来の考え方と相違するのみならず、事前協議の予約を意味しうることで、種々話合いの末、結局「妨げとなるようなものではない」との表現に落着した。

3 わが方原案は安保条約及び関連する諸取決めを、なんらの追加的取決めなしに適用するということであつたが、米側は、地位協定上合同委員会において行政権の範囲内でなしうる諸取決めをも排除するという誤解の生ずる余地をなくするため、その表現に難色を示し、結局「諸取決め」が具体的にはわが方で国会の承認を経た四つの文書を指す旨記録にとどめることとした上、「変更なしに」という表現に落着いた。

4 一方的発言については、秘密取決めを行なうことなく、本件を解決する上にきわめて適切な方法であるとして米側はわが方の提案を多とした。内容については、わが方原案が朝鮮半島の事態についてのみ言及していたのに対し、台湾海峡の事態を是

非同列に扱つて貰いたいと強く要望したが、現実には事の緊急性から非同列には扱い難く、また対中国政策の見地からも非同列^の扱いは適当ならずということと最終案が作成されることになつた。

5 同じく一方的発言に関して、米側は「事前協議」に対するわが方の態度につきフェイヴァラブルという字を強く要望したが、右表現は事前協議の予約の色彩が濃厚であるのみならず、言葉の感じとしてもわが国の利益に反しても無理に承諾するということに伴うということ、わが方はこれを取りえず、九月の大
臣・国務長官会談の際ポジティブという字をとることになつた。

6 一方的発言は、当初総理の国会報告の機会に行なうことが考

慮されていたが、共同声明発表と時間的にあまり間隔が開くことも適当でないので、ナショナル・プレス・クラブの演説の際これに織り込むこととなつたものである。

ワ 戦闘作戦行動については、以上のほか、時間的余裕のない場合はどうなるのか、あるいは公海上のだ捕撃墜事件等の際サーチ・アンド・レスキュー以上の行動が必要な場合はどうかというような問題があつたのであるが、九月以降の話し合いでは、これらについては不問のまま共同声明及び一方的発言で結末をみた。

三 ヴィエトナム（共同声明第四項後段）

1 返還の時期到来の際ヴィエトナム戦争が終っていない場合の

問題に関しては、当初アメリカ局長よりスナイダー公使に対し、
B 52 南爆の問題はこれを別個の問題として扱うのほかに、日
本側としては全般の問題の見通しが立つた上なんらかの決断をな
さずのほかないと考える旨を説いた。

2 大臣九月訪米の際、十二日の会談において國務長官より専
らこの問題を提起した。すなわち、仮定の問題ではあるが、沖
縄返還によりヴァイエトナム戦争遂行のアメリカの手が縛られる
ということでは、沖縄返還について今秋米国内をまとめること
など全く話にならず、沖縄返還は米国のヴァイエトナム戦争遂行
に影響を与えずということを共同声明そのものの中に明らかに
することが、いわば今秋の話し合いの前提のようなものである、

との趣旨を強調した。以上のごとき米国の国内事情は十分理解しうるところであつたので、本件を共同声明の中で処理するととし、総理に諄訓の上、十五日の第二回会談において、「協議する」という字も加えることとして大臣・國務長官の間で案文について意見の一致をみた。

四 核兵器（共同声明第八項）

1 核兵器についてのわが方の立場は、日本國民の特殊な感情及びこれを背景とする日本政府の政策に背馳することなきよう沖縄の返還を図ることを、米國政府に要望する以外になかつた。六月の大臣訪米の際、米側より西太平洋地域における核兵器の問題についての見解を述べた文書をわが方に手交した経緯があ

るが、爾後の事務的折衝において本件についてはなんら実質的の進展はなかつた。共同声明との関係においては、九月の大臣訪米の際、八月の案に「事前協議に関する米国政府の立場を害することなく」なる字句を加えることを提案し、これをもつて本件に関する日米両国の立場の間の機微なる均衡を計つた最終的の案である旨、國務長官に対し大臣より繰々説明した。

2 その後十月上旬来訪せるウィーラー統幕議長に対し大臣より、また中旬来訪せるナッター国防次官補に対しアメリカ局長より、沖縄返還問題全般について懇談し、特に核兵器については、わが方は純軍事的にみて沖縄に核配備を必要とせずという主張をなすものではなく、国民感情的、政治的に到底核配備を受容れられな

い事情にあるので、米国防当局がこの事情にアコモデイトすることとを要請するものである次第を説いた。

3 米側においては核兵器の問題は大統領が総理と篤と話合つた上でという態度を堅持し続け、わが方としては返還時撤去というところまで^は行くとしても、爾後の問題についての米側の出方についての手懸りがつかめず、十一月に入つて総理と事務当局の間で核兵器の問題について検討を重ね、またいわゆる非常時持込みの問題に関してわが方の約諾しうる方式につき、大臣以下外務省内部において秘かに準備研究を行なつた。かくて十一月十九日の総理・大統領の会談となつたのであるが、同日の会談において、九月のわが方共同声明案文に総理が若干手を加えられたところに従い、なんら特別取決めをなすことなく、この問題は一挙に落着した。

三 その他

以上のほか事務的折衝の対象となつた事項として、(イ)那覇に設置せらるべき準備委員会を含む復帰準備の問題、(ロ)ヴォイス・オヴ・アメリカの取扱い、(ハ)通貨並びに資産処理を含む財政的諸案件、(ニ)在沖縄米国人企業の処遇、等があるが、これらに関する記録は省略する。

(四) 佐藤・ニクソン会談

一 会談に臨む準備

1 共同声明案の審議

十月二十五日総理主宰の下に大臣、官房長官、副長官、米、
条兩局長の間で共同声明案の逐条審議を行なつた。右審議にお
ける総理の指示に従つて案文に若干の修正を施したる上、十一
月十三日重ねて詳細に検討を加え、核兵器に関する第八項^は別
として共同声明案はほぼ固つた。なお十一日に至り米側より經
済問題その他を共同声明に併せて記載するよう案文を提示越し
たところ、総理並びに外務大臣は折角の共同声明の調子を墮す
ものとしてにわかに賛成されなかつたが、その後ワシントンに

おける折衝を通じ、結局第十一項以下に併置することとなつた。問題の核兵器についての経緯はすでに述べたとおりであつたので、日米会談に臨まれる総理として本件の扱いについて最後まで熟慮を重ねられた。

2 韓国、台湾関係

沖縄返還問題に対する韓国、台湾の反応はかねてより米政府の憂慮するところであり、日本側よりなんらかの接触を行なうことを切望していた事情あり、十一月十四日付をもつて朴大統領及び蔣総統あてに総理の親書を発出して、それぞれ金山、板垣両大使の引見方を求め、共同声明発出直前の時期に日米会談についてのわが方見解を説明せしむることとし、後日そのように取運ばれた。

二 佐藤総理・ニクソン大統領会談

佐藤総理は十一月十七日午前ワシントン到着、一兩日休養の後、十九、二十、二十一日の三日間にわたりニクソン大統領と三國會談を行なつたが、沖縄返還についての話し合いは十九日をもつて結論に達した。共同声明は二十一日午前十一時に発出され、これをもつて沖縄の施政権返還の軌道が敷かれることとなつた。なお、共同声明発出直後総理及び愛知大臣は邦人記者会見において詳細その解説を試みられ、引続きナショナル・プレス・クラブ午餐会において総理の演説が行なわれた。

今回の総理・大統領会談は、大統領が十九日の歓迎式の挨拶において、三度にわたり、佐藤総理と自分は単に総理・大統領とい

う公式の友人であるのみならず、個人的の友人であると述べたことにも象徴されたとおり、両首脳の個人的友情と信頼を基調とするものであつた。交渉の實質を顧れば、わが方より沖縄は返還して正常の姿に復すべきであり、わが方はその故に極東における安全保障を弱化せしめる意図にあらざる所以を説き、米側においてある程度のリスクをとるよう要請したるに對し、米側は佐藤総理に代表される日本政府に信恃してそのリスクをとつたことにより、会谈が成功裡に終つたのである。その背景にあるものは、国力の向上した日本と、内外に難問を抱えている米國との相對的關係の變化であり、大統領が日米相携えて太平洋地域の安定と繁榮のため協力して行かねばならぬとしてわが國に対する期待を示した

のも、そのような変化を反映しているのである。佐藤総理は一九六五年沖縄を訪問し、沖縄の祖国復帰が実現されるまでは戦後は終らないと述べられたが、今や日米間における戦後は文字どおり終つたのである。今後の日米関係は、このような事実を十分に認識して対処し、国力伸張に伴うナショナリズムを合理的な基礎におき、わが国の利益に則して両国間に健全な関係を発展させるよう意を用いなければならぬであろう。

六九年の日米会談を成功せしめるについては、米側においてはニクソン大統領の決断にまつところ大であつたと思われるが、米政府内外のとりまとめの中心となつたジョンソン次官の努力は容易ならざるものであつたと想像され、またスナイダー公使は東京

においてよく交渉促進に寄与した。他方わが方においても、外務大臣以下関係当局が一致して協力しうる体制にあり、東京及びワシントンにおける十分な意思疎通を保つて総理を補佐しえたことも幸いであつた。